

議案第 69 号

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部改正について

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

令和 6 年 12 月 2 日からの保険証廃止による個人番号事務への移行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例

里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例（昭和52年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、公費」を「公費」に改める。

第4条第2項中「及び第9条ただし書」を削る。

第5条第2項中「これ」を「、これ」に改める。

第6条第2項中「7月1日」の次に「に」を加え、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 町長は、前項の申請があつた場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、町長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。

第9条を次のように改める。

（受給資格証の提示）

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。

第10条第2項中「場合における医療費」を「ときの医療費」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。